自転車保険 入ってますか？

千葉県では加入は義務です！（令和4年7月1日から）

1億円近い
損害賠償を負う
事故も発生！

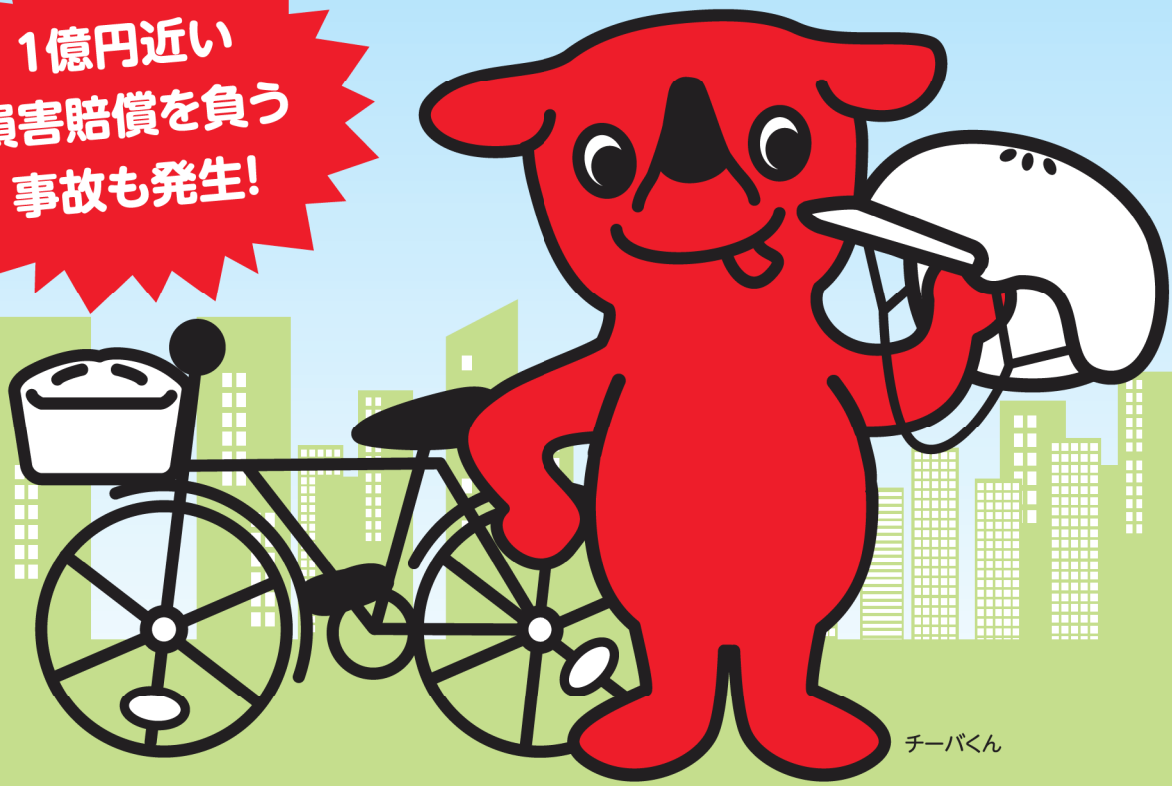

チーバくん

千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から、**自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。**
あなたと被害者を守るため、自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。

Q 自転車専用の保険に新たに入らなくてはいけませんか？

A 既に加入している保険（自動車保険・火災保険等）の個人賠償責任補償特約等で自転車事故に対応している場合は、新たに加入する必要はありません。
また、個人賠償責任保険等の多くは家族（未婚の子や同居親等）も補償範囲となっている場合がありますので、**まずはご自身や家族が加入している保険の内容・補償範囲の確認と、特約等の追加で対応できないかなどご確認ください。**

Q 自転車保険はどこで加入したら良いですか？

A 自転車保険は、インターネット等で簡単に加入できる保険も多数出ています。
詳しくは各損害保険や共済等の会社や保険代理店等に、TSマークについては、自転車安全整備士のいる自転車販売店にお問い合わせください。

詳しくは裏面と
千葉県ホームページ
をチェック！

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

自転車保険（自転車損害賠償保険等）の加入確認チェックシート

～ 万が一の加害事故に備えて、ご家族でご確認ください ～

ここからスタート

自転車向けの保険など、自転車の事故による損害賠償に対応している保険や共済に加入していますか？

- はい → 自転車保険に加入しています。
- いいえ ↓
- わからない → 加入している保険会社に補償内容をご確認ください。自転車事故に対応していない場合は、特約の追加等で対応するか、新たに自転車保険に加入してください。

現在、右の保険等に加入していますか？
そこに個人賠償責任補償特約など、自転車の事故による損害賠償を補償してくれる内容が含まれていますか？

- 自動車の任意保険
- 住宅の火災保険
- 傷害保険
- 共済
- PTAや学校が窓口となる保険
- クレジットカードの付帯保険

- はい → 自転車保険に加入しています。
- いいえ ↓
- わからない → 加入している保険会社に補償内容をご確認ください。自転車事故に対応していない場合は、特約の追加等で対応するか、新たに自転車保険に加入してください。

利用する自転車に「TSマーク」が貼ってありますか？
それは有効期間内ですか？
※有効期間は点検日から1年間

- はい → 自転車保険に加入しています。
- いいえ → 自転車保険への加入が必要です。

補償の対象範囲もチェック！

契約者だけではなくその家族（未婚の子・同居親等）が起こした事故も補償の対象となっている保険も多くありますので、自分だけではなく家族が加入している保険も一緒に確認しましょう。

自転車保険（自転車損害賠償保険等）の種類と補償の対象

自転車乗車中に他の人にケガをさせた場合などに補償される保険の種類は次のとおりです。以下はあくまで一例です。保険の種類や契約内容によって、補償の対象が異なる場合がありますので、保険証券や加入者証、保険会社のホームページなどで契約内容をご確認ください。

種類・名称 ＼ 補償の対象（加害事故の場合）			事故の相手		自分
			生命からだ	財産	生命からだ
個人賠償責任保険	◆自動車の任意保険 ◆傷害保険　◆火災保険 ◆会社等の団体保険 ◆クレジットカードに付帯した保険	個人賠償責任補償特約あり※	○	○	△ ※主契約となる保険の内容による。
		特約なし	×	×	
	PTAや学校が窓口の保険 小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度 全国高P連賠償責任補償制度　等		○	○	△ ※保険の内容による
	自転車向け保険		○	○	○
TSマーク付帯保険 ※補償対象に要件（死亡・重度障害等）があります。			○	×	○

※特約の名称は保険により異なる場合があります。また、業務上の自転車事故は個人賠償責任保険では補償されないため、事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車保険加入義務化についてのお問合せ　千葉県環境生活部くらし安全推進課 ☎043-223-2263

千葉県ホームページにQ&Aを掲載していますので、そちらもご確認ください。　千葉県　自転車保険　義務化　検索